

【目次】

総論

新型インフルエンザ患者の発生状況に応じた対応概要

1	はじめに	1
2	海外発生期	1
3	県内発生早期	9
4	県内感染期	11
5	小康期	14
6	関係機関等の対応表	15

各論

第1章 サーベイランス

1	はじめに	19
2	各段階におけるサーベイランス	21

第2章 情報提供・共有（リスクコミュニケーション）

1	はじめに	32
2	県における対応	32
3	市町村における対応	43
4	国、市町村等との連携	43

第3章 まん延防止

1	はじめに	44
2	まん延防止対策の目的と実施内容	45
3	各段階におけるまん延防止対策	48
4	外出自粛要請・施設の使用制限等の要請等	56

第4章 予防接種

1	はじめに（基本的な考え方）	64
2	ワクチンの確保	64
3	ワクチンの供給体制	65
4	接種対象者について	66
5	予防接種体制について	68
6	その他	82

第5章 医療体制

1	はじめに	84
2	未発生期から進める医療体制の整備について	84
3	発生期における医療体制の維持・確保について	93
4	県内発生早期における患者搬送及び移送について	116

第6章	抗インフルエンザウイルス薬	
1	はじめに	122
2	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について	122
3	抗インフルエンザウイルス薬の流通調整について	123
4	抗インフルエンザウイルス薬の投与方法について	125
第7章	埋火葬の円滑な実施	
1	はじめに	129
2	各段階における対応	129
第8章	海外発生早期から県内感染期における 健康福祉センター（保健所）の対応	
1	海外発生期から県内発生早期	135
2	県内感染期	143
第9章	疫学調査	
1	積極的疫学調査	145
2	調査内容	146
3	検疫所で患者（疑似症患者を含む）等が 確認された場合の連携体制	150
4	検疫所からの通知による健康監視者への対応	151
第10章	各種様式	
1	新型インフルエンザ等患者（疑似症患者、要観察例を含む）情報 様式1	152
2	新型インフルエンザ等患者（疑似症患者を含む）発生届（仮） 様式2	153
3	新型インフルエンザ等症例（患者・疑似症患者・要観察例） 基本情報・臨床情報調査票 様式3	154
4	新型インフルエンザ等患者（疑似症患者、要観察例を含む） 行動調査票 様式4	157
5	新型インフルエンザ等要観察例検査票 様式5	158
6	濃厚接触者調査個人票 様式6	159
7	新型インフルエンザ等患者（疑似症患者、要観察例を含む） 濃厚接触者リスト 様式7	160
8	新型インフルエンザ等濃厚接触者体温記録用紙 様式8	161
9	抗インフルエンザウイルス薬の予防投薬について	162
10	同意書 様式9	163
11	抗インフルエンザウイルス薬予防投薬内服時の問診票 様式10	165

1 2	診療録	様式 1 1	・ ・	1 6 6
1 3	処方せん	様式 1 2	・ ・	1 6 7
1 4	住民接種協力要請	様式 1 3	・ ・	1 6 8
1 5	住民接種協力指示	様式 1 4	・ ・	1 6 9
1 6	体温・健康状態報告要請書	様式 1 5	・ ・	1 7 0
1 7	外出自粛協力要請書	様式 1 6	・ ・	1 7 1
1 8	薬剤表示(例)	様式 1 7	・ ・	1 7 2
1 9	医薬品情報(例)	様式 1 8	・ ・	1 7 3

(参考)

用語解説	・ ・ ・ ・ ・	1 7 6
------	-----------	-------

【本マニュアルにおける患者の定義】

○患者（患者発生時に国から示される）

（例）「疑似症患者」のうち国立感染症研究所において国の示した検査方法により確定された者。

（H7N9 の患者の例）

（H7N9）

平成25年5月2日付け各都道府県衛生主管部長宛厚生労働省健康局結核感染症課長事務連絡「鳥インフルエンザA（H7N9）ウイルス感染事例に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版）（平成25年5月6日版）の送付について」（抜粋）

- ・「患者（確定例）」とは、「疑似症患者」のうち、国立感染症研究所において鳥インフルエンザA（H7N9）ウイルス感染症と確定された者である。

○疑似症患者（患者発生時に国から示される）

（例）国の示した症例定義に合致し、症状や所見、渡航歴、接触歴等から新型インフルエンザ等感染症が疑われ、かつ国の示した検査方法により亜型が検出された者。

（H7N9 の疑似症患者の例）

（H7N9）

平成25年5月2日付け各都道府県衛生主管部長宛厚生労働省健康局結核感染症課長事務連絡「鳥インフルエンザA（H7N9）ウイルス感染事例に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版）（平成25年5月6日版）の送付について」（抜粋）

- ・「疑似症患者」とは、以下を満たすものである。

38℃以上の発熱と急性呼吸器症状があり、症状や所見、渡航歴、接触歴等から鳥インフルエンザA（H7N9）ウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、H7亜型が検出された者。この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	喀痰、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、気道吸引液、肺胞洗浄液、剖検材料
分離・同定による病原体の検出	

○要観察例（患者発生時に国から示される）

（例）以下の者とする。なお、医療機関において受けたインフルエンザ迅速診断の結果が陰性であっても、以下に該当する者は対象者とする。

- ① 健康調査の結果、新型インフルエンザ等の感染を疑うような症状を呈した者
- ② 新型インフルエンザ等発生国からの帰国者等、医師が新型インフルエンザ等である疑いを持つ者

③ 新型インフルエンザ等患者（疑似症患者を含む。）との接触歴を有する者で、健康調査の結果、新型インフルエンザ等の感染を疑うような症状を呈した者
（H7N9 の要観察例の例）

（H7N9）

平成18年10月17日付け健感発第1017001号（平成25年4月26日一部改正）各検疫所長宛厚生労働省健康局結核感染症課長通知第1（抜粋）

1. 定義（要観察例）

38℃以上の発熱（解熱作用のある薬剤を使用している場合には、38℃以下であっても全身倦怠等の症状をもって発熱と同じ状態とみなす。以下同じ。）及び急性呼吸器症状があり、かつ、以下の（1）又は（2）のいずれかに該当する者（以下「要観察例」という。）に対し、①質問、②診察、又は③健康監視（3参照）により対応することとする。

（1）10日以内に鳥インフルエンザウイルスA（H5N1又はH7N9）に感染している若しくはその疑いのある鳥※（死体を含む。）への濃厚接触歴（糞便・羽の吸引や死体・臓器への直接接触など）。

※ 鳥インフルエンザA（H5N1）：鶏、あひる、七面鳥、うずら。

鳥インフルエンザA（H7N9）：鶏、あひる、ハト。

（2）10日以内に鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）患者（疑い例も含む）との濃厚接触歴（通常環境下では飛沫の飛散距離である2m以内を目安とする。）。

○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長時間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。）

（表：濃厚接触者の例）

対象者	定義
1 世帯内居住者	患者（疑似症患者を含む）と同一住所に居住する者
2 医療関係者 (PPE無しで接触した)	PPE（マスク、ゴーグル、使い捨て手袋等）なしで、患者（疑似症患者を含む）の診察、処置、受付、調査、搬送等に直接携わった医療関係者や調査・搬送担当者。
3 汚染物質への接触者	患者（疑似症患者を含む）由来の血液、体液、分泌物（汗は除く）、排泄物等にPPEなしで接触した者。 （具体的には、PPEなしで患者（疑似症患者を含む）検体を取り扱った検査従事者、患者（疑似症患者を含む）の使用したトイレ、洗面所、寝具等の清掃を行った者等）
4 直接対面接触者	2m以内の距離で、患者（疑似症患者を含む）と対面で会話や挨拶等の接触があった者。接触時間は問わない。 （具体的には、職場、学校、医療機関の待合室、会食やパーティー、カラオケボックス等の近距離接触者）

※濃厚性は表1の1→4の順とし、調査の順位は接触の濃厚性順位に従う。